



村民憲章

- ◆心と体をきたえ、健康をほこれるまちにします。
- ◆個性とうるおいにみちた、文化のまちにします。
- ◆力をあわせいきいきと働き、活力にみちたまちにします。
- ◆水とみどりを守り、くらしと自然の調和するまちにします。
- ◆ささえあう心を育て、あたたかくふれあうまちにします。

お知らせ版

平成22年

たきざわ

3月15日号
No.771

●編集・発行 滝沢村

広報情報課 〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼55番地 ☎019-684-2111 FAX019-684-1517
○インターネットホームページ(パソコン・携帯電話兼用) URL <http://www.vill.takizawa.iwate.jp/>

滝沢勤労青少年ホーム 新年度の会員を募集します

勤労青少年ホームは、働く若者の皆さんが、各種講座やクラブ活動を通じて趣味や教養の向上、心身のリフレッシュ、仲間づくりなど楽しく充実した余暇を過ごしていただく施設です。勤労青少年ホームでは、利用登録していただける会員を募集します。

●会員登録要件

クラブ活動をするときはホーム会員登録が必要です。滝沢村に居住か勤務している十五歳以上三十五歳未満の人ならどなたでも会員登録できます。

●特典

会員登録すると施設使用料が無料になるほか、クラブ活動や交流会に参加できたり、各種情報提供を受けたりすることができます。

●会費

ホーム自治会費(登録会員で組織されている任意の団体)の年会費として五百円



ホームではさまざまなクラブ活動を行っています

●会員によるクラブの活動

ホームでは会員が集まり、さまざまなクラブ活動を行っています。その一部を紹介します。

①お菓子サークル SWEET ST

お菓子や料理を楽しく作っています。月一回月曜日、午後七時～午後九時

②まつたけ FC

一緒にフットサルを楽しもう。毎週木曜日、午後七時～午後九時

③いけばな池坊

暮らしの中に花を飾りましょう。毎週木曜日、午後七時～午後九時

④よさこいサークル セキレイ

踊り・まつり好き集まれ！イベント多数出演。毎週金曜日、午後七時～午後九時

※新規クラブやサークルを随時募集しています。

●申し込み・問い合わせ

滝沢勤労青少年ホーム(☎688・2032)

●ホームの予約開始日が変わります

勤労青少年ホームの予約は「使用を希望する月の前月一日」から受け付けていましたが、四月以降の受け付けは「使用を希望する月の前月五日」から変わります。お間違いないようご注意ください。

4月から肝臓機能障がいによる身体障がい者手帳を交付

4月から肝臓機能障がいによる身体障がい者手帳が交付されます。

●対象者

- ・認定基準に該当する肝臓機能障がいのある人
- ・肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している人

●認定基準

主として肝臓機能障がいの重症度分類である Child-Pugh 分類によって判定します。

3カ月以上グレードCに該当する人が、おおむね身

体障がい者手帳の交付対象になりますが、診断前の6カ月間アルコールを摂取している人などは対象になりません。

●手続き

申請には、身体障がい者福祉法第15条の医師(指定医)が作成した所定の診断書が必要です。

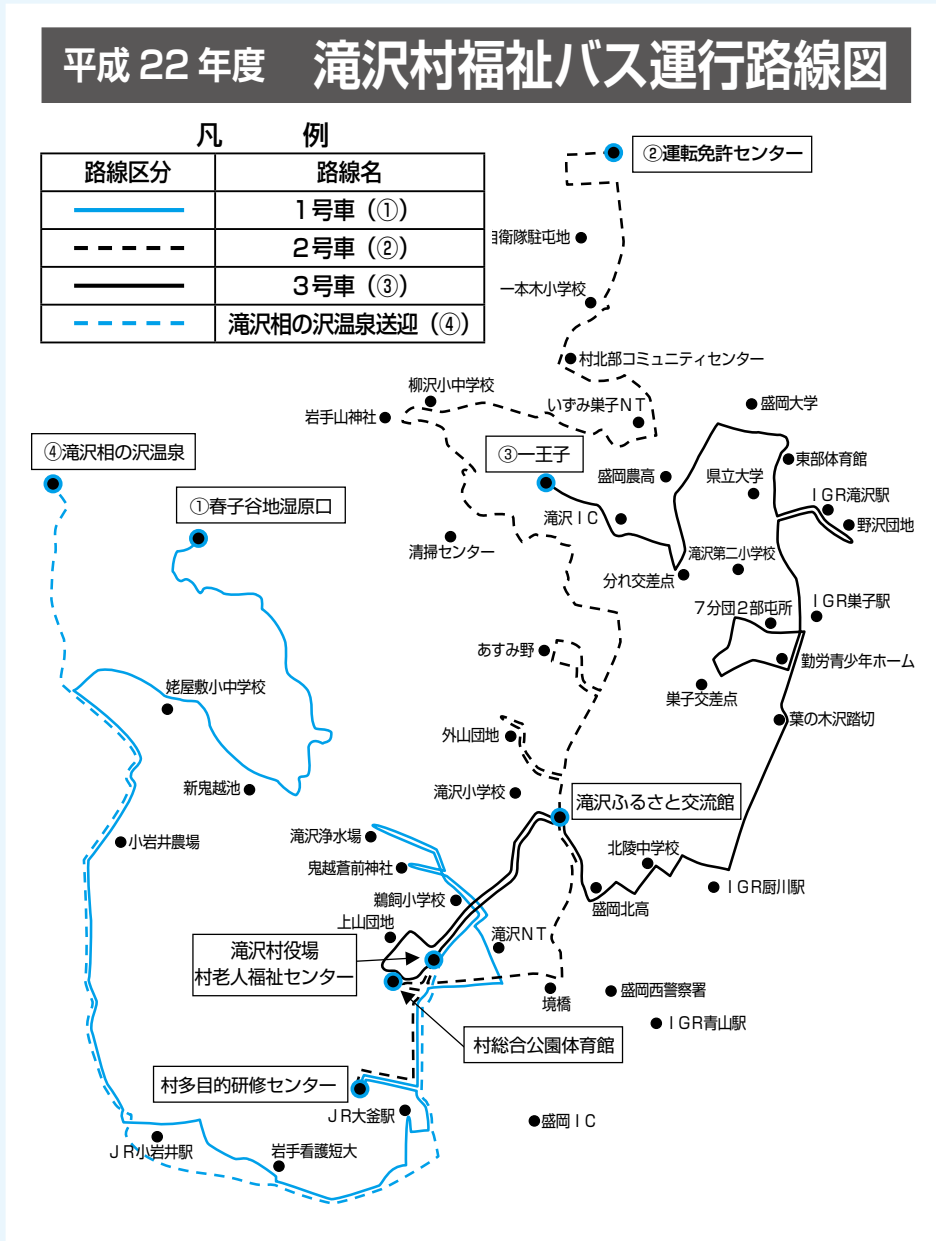
詳しい手続き方法や認定基準の内容、指定医のいる医療機関などについては問い合わせください。

●問い合わせ 福祉課(内線140)

【帰り】1号車運行経路	
14:30	滝沢相の沢温泉発
15:00	◎村役場出発 (各号車が到着して乗り換え終了後に出発) ※以降は行きの経路の逆になります。

【帰り】2号車運行経路	
14:45	村多目的研修センター出発 (村総合公園体育館経由)
15:00	◎村役場出発 (各号車が到着して乗り換え終了後に出発) ※以降は行きの経路の逆になります。

【帰り】3号車運行経路	
14:45	滝沢ふるさと交流館出発
15:00	◎村役場出発 (各号車が到着して乗り換え終了後に出発) ※以降は行きの経路の逆になります。



- 【注意点】**
- 1号車の「鬼越蒼前神社前」は、1月～2月まで運行を休止します。
 - 3号車の「野沢団地入口バス停」は、1月～3月まで運行を休止します。
 - 滝沢相の沢温泉「お山の湯」に行く場合は、行きは役場午前9時50分出発で午前10時25分到着、帰りが午後2時半出発で午後3時に役場到着になります。役場で乗り換えすることで各地からの行き来ができます。
 - 福祉バスの乗車できる場所は、一般路線バスのバス停、福祉バス専用のバス停の両方がありますが、福祉バスが停車するバス停には「滝沢村福祉バス運行表」が貼ってあります。

■ 問い合わせ 高齢者支援課福祉バス担当 (内線 133 ~ 135、525)
村老人福祉センター (☎ 684 - 2233)

運 行 日	
月	日
4月	9 (金)・12 (月)・16 (金)
	19 (月)・23 (金)・26 (月)
	30 (金)
5月	7 (金)・10 (月)・14 (金)
	17 (月)・21 (金)・24 (月)
	28 (金)・31 (月)
6月	4 (金)・7 (月)・11 (金)
	14 (月)・18 (金)・21 (月)
	25 (金)・28 (月)
7月	2 (金)・5 (月)・9 (金)
	12 (月)・16 (金)・23 (金)
	26 (月)・30 (金)
8月	2 (月)・6 (金)・9 (月)
	20 (金)・23 (月)・27 (金)
	30 (月)
9月	3 (金)・6 (月)・10 (金)
	13 (月)・17 (金)・24 (金)
	27 (月)
10月	1 (金)・4 (月)・8 (金)
	15 (金)・18 (月)・22 (金)
	25 (月)・29 (金)
11月	1 (月)・5 (金)・8 (月)
	12 (金)・15 (月)・19 (金)
	22 (月)・26 (金)・29 (月)
12月	3 (金)・6 (月)・10 (金)
	13 (月)・17 (金)・20 (月)
	24 (金)・27 (月)
1月	7 (金)・14 (金)・17 (月)
	21 (金)・24 (月)・28 (金)
	31 (月)
2月	4 (金)・7 (月)・14 (月)
	18 (金)・21 (月)・25 (金)
	28 (月)
3月	4 (金)・7 (月)・11 (金)
	14 (月)・18 (金)・25 (金)

- 【連絡事項】**
- ① 睦大学入学式・修了式、福祉ボランティアまつり、睦大学学園祭の初日(10月16日を予定)には、福祉バスを臨時運行します。
 - ② 左ページの◎のバス停では乗り降りが自由ですが、ほかのバス停では、行き(往路)は乗車のみ、帰り(復路)は下車のみに なります。
 - ③ 天候や道路状況によって、ダイヤ通りの時刻とならない場合もあります。

平成 22 年度

滝沢村福祉バス運行表（毎週月・金曜日運行）

村では、どなたでも利用料を負担してご利用になれる福祉バスを運行しています。

福祉バスは、村内各地域から役場まで運行しているほか、村役場で乗り換えすれば、滝沢相の沢温泉「お山の湯」や滝沢ふるさと交流館などに行くことができます。

運行日は、祝祭日や年末年始、お盆を除く原則毎週月・金曜日です。

また、運行日を毎月の広報たきざわ 15 日号お知らせ版のカレンダーにも掲載しますのでご確認ください。

【行き】 1号車運行経路	
時刻	停留所
8:20	春子谷地湿原口前
8:24	岩清水公民館前
8:29	花沼公民館前
8:32	全開連素牛センター入口T字路
8:36	ゴルフ場入口T字路
8:38	鬼越公民館入口T字路
8:40	姥屋敷小中学校前五さ路
8:42	姥屋敷トラクター組合倉庫前
8:55	◎小岩井駅前
8:56	風林バス停
8:58	みどり団地バス停
9:00	仁沢瀬バス停（国道）
9:01	岩手ふそう前バス停
9:03	◎日向バス停
9:04	大釜バス停
9:05	大釜地区コミュニティ消防センター
9:06	◎大釜駅前バス停
9:07	篠木こ線橋前
9:10	◎村多目的研修センター
9:11	篠木小学校校庭入口
9:15	谷地中バス停
9:16	大沢バス停
9:19	◎滝沢ニュータウン南口バス停
9:20	◎滝沢ニュータウン中央バス停
9:21	滝沢ニュータウン北口バス停
9:22	鵜飼小学校前バス停（村道側）
9:25	鬼越蒼前神社前Y字路
9:26	鬼越蒼前神社前 (ただし1月から2月まで運行休止)
9:28	れいたく苑前バス停
9:29	鵜飼ニュータウン前バス停
9:30	滝沢アメニティタウン前バス停
9:34	◎滝沢鵜飼バス停
9:37	◎村役場
10:25	滝沢相の沢温泉お山の湯

【行き】 2号車運行経路	
時刻	停留所
8:20	運転免許センターバス停
8:24	大川公民館西
8:25	大川公民館南
8:27	一本木郵便局バス停
8:29	一本木バス停
8:31	一本木小学校前バス停
8:33	一本木小学校入口前
8:35	◎村北部コミュニティセンター
8:36	東上郷
8:38	赤石バス停
8:40	◎菓子ニュータウン口バス停
8:42	菓子ニュータウン西口バス停
8:46	末広会ゲートボール場T字路
8:48	上郷集落十字バス停
8:50	旧小岩井農産入口バス停
8:52	柳沢小中学校前バス停
8:55	山の神前
8:57	上郷大川集落センター
8:59	上郷機械組合倉庫前
9:01	柳沢低区浄水場前
9:04	大石渡入口T字路
9:05	木賊川交差点
9:06	ふれあい前
9:07	◎湯舟バス停
9:09	あすみ野入口バス停
9:10	あすみ野東バス停
9:11	あすみ野中央バス停
9:12	あすみ野南通りバス停
9:16	根堀坂バス停
9:18	衾屋敷バス停
9:20	外山バス停
9:21	外山団地バス停
9:22	けやきの平団地前バス停
9:23	けやきの平公園バス停
9:28	◎滝沢ふるさと交流館
9:30	滝沢ハイツバス停
9:32	ゆとりが丘市兵衛橋
9:33	室小路バス停
9:34	室小路橋
9:35	境橋バス停
9:36	一本柳バス停
9:38	◎滝沢ニュータウン南口バス停 (県道盛岡滝沢線沿い)
9:40	商工会館前バス停
9:43	◎村役場
9:55	◎村総合公園体育館
10:00	◎村多目的研修センター

【行き】 3号車運行経路	
時刻	停留所
8:20	一王子バス停
8:22	プロパンセンター前バス停
8:23	分レバス停
8:27	盛岡農業高等学校前バス停
8:31	紫野産文センター裏口
8:32	ネイチャーセンター前
8:33	村東部体育館口
8:39	野沢団地入口バス停 (ただし1月から3月まで運行休止)
8:41	◎滝沢駅
8:42	野沢バス停
8:45	◎菓子車庫
8:46	◎菓子駅入口バス停
8:47	第三富士見団地口バス停
8:49	榛沢バス停
8:50	◎村勤労青少年ホーム前バス停
8:51	中菓子バス停
8:53	富士見団地バス停
8:54	富士見団地口バス停
8:55	菓子中央バス停
8:56	第五富士見団地バス停
8:57	滝沢第二小学校入口バス停
8:59	◎山田医院前バス停
9:00	第三富士見団地バス停
9:02	はんのき団地バス停
9:12	北陵中学校入口バス停
9:14	北陵中学校前バス停
9:15	みたけ6丁目バス停
9:18	サンシティ国分団地バス停
9:20	盛岡北高等学校バス停
9:21	牧野林バス停
9:22	◎滝沢ふるさと交流館
9:27	滝沢小学校前バス停
9:28	土沢バス停
9:29	細谷地バス停
9:30	新温泉バス停
9:31	鵜飼小学校前バス停（県道側）
9:32	滝沢鵜飼バス停
9:34	上山集会所
9:35	◎村総合公園体育館
9:38	◎村役場
10:00	◎滝沢ふるさと交流館

福祉バスの料金	
大人（中学生以上）	200 円
小学生と身体・知的・精神に障がいがある人（手帳の提示が必要です）	100 円
小学生未満	無 料
1回の乗車（目的地に至るまで）につき200円、乗り継ぎがある場合は「乗り継ぎ券」を発行し、この券を提示することで乗り継ぎ後は無料。	

不用品あっせんコーナー

【提供します】

- デスクトップパソコン 1式
(ソーテック製、ハードディスク容量 10 G、ブラウン管ディスプレイ (17型)、取扱説明書付)
- ブラウン管ディスプレイ 1台
(パソコン用、NEC 製、17型)

◎このコーナーは、家庭で不用になった物品を必要とする人に、無償で提供することにより、物を大切に使うことの意識の向上とごみの減量化、資源化を図り資源循環型社会を目指すことを目的としています。

●対象物品

衣類、家電製品など、その他（破損などがなく十分に使えるものであること）

●除外品

ペット、自動車、バイク、食品、衛生用品

◎不用になった制服・運動着などのご提供にご協力をお願いします。

●問い合わせ 環境課(内線 275)

消費者トラブル情報

クーリングオフ妨害の相談が多発

自宅を訪問してきた事業者と屋根のリフォーム工事の請負契約を結び、後日、必要がないと思い直し、クーリング・オフを申し出たところ、「クーリング・オフはできない」と言われたため、契約の継続に応じてしまいました。

このように消費者がクーリング・オフを申し出ると、事業者から「資材を発注済みなので解約できない」「工事を始めたからクーリング・オフできない」「損害が発生する。キャンセル料を払わなければ裁判を起こす」など、訪問販売の住宅工事請負事業者による悪質なクーリング・オフ妨害の相談が多く寄せられています。

【アドバイス】

- ①訪問販売の場合、契約書面を交付された日を含む8日間はクーリング・オフができます。事業者が何を言っても毅然と断ることが大切です。
- ②事業者の虚偽説明や威迫行為によるクーリング・オフ妨害があったときや契約書面の記載内容に不備があるときは8日を過ぎてもクーリング・オフすることができます。
- ③クーリング・オフについて正しい知識を得ることが重要です。早めに県民生活センターなど最寄りの相談窓口にご相談ください。

●問い合わせ 福祉課(内線 137)

携帯用サイトに簡単アクセス!

こちらのQRコードから、滝沢村の携帯用ウェブサイトへアクセスできます。



村の電子申請を休止します

村税の手続きは eLTAX で

村では、申請手続きの一部についてこれまでインターネットでの申請を受け付けていましたが、利用実績や今後の利用見込みなどから、3月末でいったん休止することとしました。

なお、村税関係の一部手続きについては、地方税ポータルサイト (eLTAX)

で届け出ができますので、そちらをご利用ください。(URL <http://www.eltax.jp/>)

●問い合わせ

電子申請については広報情報課 (内線 325)、eLTAX については税務課 (内線 159) に問い合わせください。

国民健康保険一口メモ

こんなときは国保の届け出が必要です

新しい職場に就職が決まった場合、今までの会社を退職した場合など、加入している健康保険が変わったときには 14 日以内に届け出をお願いします。

職場の健康保険をやめたときは

退職などで職場の健康保険をやめたときや任意継続の資格がなくなり、引き続きほかの健康保険に加入する予定がないときは、健康保険の資格喪失日から村の国民健康保険 (国保) に加入しなければなりません。

届け出が遅れると、さかのぼって国保税を納めることになったり、医療費が全額自己負担になったりしますので、お早めに届け出ください。

●国保に加入するときに必要なもの

- ・前の健康保険を抜けた日付や、健康保険の被扶養者から抜けた日付の分かる証明書 (資格喪失証明書や離職票)
- ・印鑑
- ・年金受給者は年金証書 (65 歳未満の人)

職場の健康保険に加入したときは

就職などで職場の健康保険に加入したときや職場の健康保険に扶養家族として加入したときなど、村の国保に加入している人がほかの健康保険に加入した場合は、国保から抜ける届け出が必要になります。届け出が遅れると、国保税が課税されたままになります。

また、そのまま国保の保険証で受診してしまうと、国保で負担した医療費を後でお返しいただくこととなりますので注意してください。

●国保から抜けるときに必要なもの

- ・新しい保険証
- ・新しい健康保険に加入した日付の分かる証明書 (保険証に被保険者、被扶養者の資格取得認定日が記載されている場合は不要です)
- ・国保の保険証と印鑑

●問い合わせ

保険年金課 (内線 127 ~ 129)

こんなとき、こんな手続きがあります!

●60歳未満の人が退職したとき

60歳未満の皆さんで厚生年金や共済年金加入者が退職したときは、国民年金に加入する手続きが必要です。

退職を証明する書類 (離職票や健康保険の喪失届など) と年金手帳を持参し、退職後 2 週間以内に手続きしてください。

●年金手帳の再発行

就職などで職場に提出する年金手帳は、村の窓口でも再発行の申請を受け付けていますが、後日の郵送になります。

お急ぎの場合は、直接年金事務所に申請してください。本人の申請の場合は、即日交付されます。

印鑑と、運転免許証など顔写真入りの身分証明書をお持ちください。

●学校は卒業したが、就職できず国民年金の支払いが厳しい...

学生の間、年金の支払いを猶予してもらう制度 (学生納付特例制度) が終了しても、30歳未満の人であれば、「若年者納付猶予制度」などを利用できる場合があります。

本人や配偶者などに一定の所得制限がありますので、詳しくは問い合わせ

してください。

●問い合わせ

保険年金課 (内線 148)、盛岡年金事務所 (☎ 623 - 6211)

